

鳥取県県営林道管理要綱

制定 平成 17 年 7 月 14 日
第 200500039467 号
農林水産部長通知

(目的)

第 1 条 この要綱は、鳥取県県営林道（以下「林道」という。）の維持管理について必要な事項を定め、もって林道の保全と車両等の通行の安全を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱は、鳥取県県営林道事業実施要領（昭和 52 年 4 月 14 日付発林第 146 号農林部長通知）により、事業完了後、関係市町村に引渡しするまでの期間において、県が管理する県営森林基幹道（旧広域基幹林道）で、別表に掲げる路線・区間に適用する。

(管理者)

第 3 条 林道の維持及び管理は、所轄の総合事務所長及び地方農林振興局長（以下「管理者」という。）が行うものとする。

(管理者の責務)

第 4 条 管理者は、林道及びその付属施設を随時巡視の上、その状況を把握し、効率的な管理を行い、林道の保全及び通行の安全に努めるものとする。

2 管理者は、林道及びその付属施設に異常を発見したとき又はその他必要と認めるときは、速やかに必要な処置を講ずるものとする。

3 管理者は、林道に災害が発生したときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

4 管理者は、林道構造の保全、通行の安全確保並びに第 5 条の通行の禁止及び制限の予告のため、標識等を必要な場所に設置するものとする。

(通行の禁止及び制限)

第 5 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、林道の構造を保全し、又は通行の危険を防止するため、区間を定めて林道の通行を禁止し、又は制限（以下「通行規制」という。）するものとする。

(1) 林道の破損、欠壊、土砂の崩落、その他の事由により車両の通行が危険であると認められるとき

(2) 異常気象時等において、車両等の通行が危険であると認められるとき

(3) その他、管理者が特に必要があると認めるとき

2 管理者は、通行規制を行うときは、所轄の市町村長及び警察署長に連絡するものとする。

3 管理者は、通行規制を行うときは、その内容に沿って、林道の起点（終点）並びに該当箇所の起点及び終点並びにその他必要な場所にその内容を明示した標識、バリケード等を設置するものとする。

(占用許可)

第 6 条 林道に、次の各号に掲げるいずれかの行為を行おうとする者（以下「林道占用者」という。）は、管理者に申請書を提出し、その許可を得るものとする。

(1) 電柱、電線等その他これに類する施設の設置

(2) 水道管その他これに類する施設の設置

(3) 木材、その他の搬出・搬入用架線及びこれに類する施設の設置

(4) その他、林道の構造及び車両等の通行に支障を及ぼすおそれのある行為

2 管理者は、前項の申請があったときは、林道の管理及び通行上支障がない場合、林道構造の保全、原状回復、通行の安全の確保のための必要な条件を付して、占用の許可を与えることができるものとする。

(管理者以外の者の行う工事の承認)

第 7 条 管理者以外の者（以下「他の工事者」という。）が作業道、土場施設、その他林道に係わる工事を行おうとする場合には、管理者に申請書を提出し、その承認を得るものとする。

2 管理者は、前項の申請があったときは、林道の管理及び通行上支障がない場合、林道構造

の保全、原状回復、通行の安全の確保のための必要な条件を付して、工事の承認を与えることができるものとする。

3 前項の工事に係わる費用は、他の工事者の負担とする。

(現状回復)

第8条 管理者は、第6条第1項の林道占有者、前条第1項の他の工事者、その他林道使用者がその占有、工事、使用に際し、林道又はその付帯施設を破損した場合には、速やかに現状回復するように指示するものとする。

(林道管理協力)

第9条 管理者は、林道の維持管理について林道移管予定関係市町村と情報提供等連絡協議を密にし、通行の禁止又は制限及び災害発生時等の措置を行う場合には、関係市町村の理解と協力を得て行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関しては、農林水産部長が別に定める取扱要領によるほか、その他の個別に必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

付則

この要綱は平成17年7月14日から施行する。

別表

県管理森林基幹道(旧広域基幹林道)一覧表

終点位置、延長は林道台帳記載のとおり

番号	管理区分	路線名	区 間						備 考	
			記号	区間名	幅員 m	起 点 位 置				地番
						市町村	大字	字		
1		河合谷							鳥取県河合谷牧野(県有地及び林地)の0.4kmを管理 (全往延長 34.9km) 県管理起点は、路線起点(鳥取市管理)から6.2km	
			(1)	河合谷牧野	4.0(4.6) ~4.0(5.0)	鳥取市	国府町雨滝	河合谷		966-6
2		桑原河内								
	鳥取地方 農林振興局		(1) A	桑原	3.0(4.0)	鳥取市	青谷町桑原	彌谷	811-9	
			(1) B	澄水	3.0(4.0)	鳥取市	青谷町澄水	孫獅子谷	673-21	
			(2) B	八雲寺	3.0(4.0)	鳥取市	青谷町澄水	孫獅子谷	673-21	
			(2) C	八雲寺東1	3.0(4.0)	鳥取市	青谷町八雲寺	大黒西平	823-31	
			(3) C	八雲寺東2	3.0(4.0)	鳥取市	青谷町八雲寺	大黒西平	823-31	
			(3) D	小畑	3.0(4.0)	鳥取市	青谷町小畑	大黒谷	1577-1	
3		田河内清生								
			(1) A	蒲生	3.0(4.0) ~4.0(5.0)	岩美町	蒲生	上森門	2067-1	
			(1) B	長谷	4.0(5.0)	岩美町	長谷	落岩	1032-11	
			(2) B	琴引	4.0(5.0)	岩美町	長谷	落岩	1032-11	
			(2) C	田河内	4.0(5.0)	岩美町	田河内	家ノ上	551-1	
4		因美								
			(1) A	奥本	4.0(5.0)	智頭町	奥本	五木谷	607-2	
			(1) B	河津原	4.0(5.0)	智頭町	河津原	三ツ屋敷	379-25	
			(2) B	西宇塚	4.0(5.0)	智頭町	河津原	三ツ屋敷	379-25	
5		竜山								
	八頭地方 農林振興局		(1) A	江波	3.0(4.0)	鳥取市	用瀬町江波	出谷	177 176-1	
			(1) B	安蔵	3.0(4.0)	鳥取市	用瀬町山口	本谷	1094-1	
			(2) B	山口	3.0(4.0)	鳥取市	用瀬町山口	本谷	1094-1	
			(3) D	智頭	3.0(4.0)	智頭町	坂原	中河原	393-4	
6		根安香米								
			(1) A	根安	3.0(4.0)	若桜町	根安	前田	108-1	
			(1) B	香米	3.0(4.0)	若桜町	香米	田ノウヘ	631-43	
7		中ノ津								
			(1) A	中原	3.0(4.0) ~4.0(5.0)	智頭町	中原	西谷東平	904-3	
8		南三朝								
	中部総合 事務所		(1) A	木地山	4.0(5.0)	三朝町	木地山	下小屋	90	
			(1) B-1	田代	4.0(5.0)	三朝町	田代	山ノ神段	592番地先	
			(2) B-2 C	大谷・田代	4.0(5.0)	三朝町	大谷	堤ノ内	508	
9		山守矢送								
			(1) A B-1	郡家・今西	4.0(5.0)	倉吉市	関金町郡家	ヒイガ谷	1870	
			(2) B-2	中今西	3.0(4.0)	倉吉市	関金町今西	平ノ谷	1346-2	
			(2) C	西今西	3.0(4.0)	倉吉市	関金町今西	上橋土	1350-3	
10		行者山								
	西部総合 事務所		(1) A	徳長	4.0(5.0)	南部町	徳長	御崎谷	150	
			(1) B	入蔵	4.0(5.0)	南部町	下中谷	あごう牛山	3262-1	
			(2) B	あごう牛	3.0(4.0)	南部町	下中谷	あごう牛山	3262-1	
			(3) D	大木屋	4.0(5.0)	南部町	大木屋	五輪峠	2-1	
11		宝仏山								
	日野総合 事務所		(1) A	金持	4.0(5.0)	日野町	金持	新刈原	1024-54	県管理起点は、路線起点(日野町管理)から1,930m
			(2) C	武庫	4.0(5.0)	江府町	武庫	三谷山	1888-2	
			(2) D	俣野	3.0(4.0) ~4.0(5.0)	江府町	俣野	隣谷山	1-3	
12		芝山								
			(1) A	上萩山	4.0(5.0)	日南町	上萩山	姥ヶ谷尻	2108	県管理起点は、路線起点(日南町管理)から525m
			(1) B	多里	4.0(5.0)	日南町	多里	灰谷中ノ谷	874-49	
			(2) D	新屋	4.0(5.0)	日南町	新屋	小寺奥左平	804-27	

※区間記号：()は整備計画区間(既設道等との連絡区間)、アルファベットはそれぞれの区間の起点の地点を示す